

**第9期**  
**横手市介護保険事業計画・**  
**高齢者福祉計画**

**令和6年3月**  
**横手市**



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
1. 目的と背景	1
2. 国の動向	2
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画の策定プロセス	6
1. 計画の策定体制	6
2. 各種調査の実施	6
3. パブリックコメント	6
第4節 計画の期間	7
第2章 現状と課題	9
第1節 高齢者を取り巻く環境	9
1. 人口動態	9
2. 世帯の状況	10
3. 平均寿命・平均自立期間	10
4. 生活環境	12
第2節 介護保険事業の実施状況	15
1. 要介護認定	15
2. 介護保険サービス等の利用	19
3. 給付費	22
第3節 各種アンケート調査から見る高齢者等の状況と課題	23
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	23
2. 在宅介護実態調査	23
3. 在宅生活改善調査	24
4. 居所変更実態調査	25
5. 介護人材実態調査	25
6. 介護人材課題調査	26
7. 各種アンケート調査結果からうかがえる課題等	27
第4節 本計画期間に取り組むべき課題	30
第3章 第9期計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念	33
第2節 基本理念の実現を支える施策の柱	34
第3節 本市の日常生活圏域	36
第4節 施策体系と具体的な取組事業等	38

1. 施策体系.....	38
2. 取組施策ごとの具体的な取組事業等.....	39
第5節 施設整備計画.....	41
第4章 施策の展開.....	47
第1節 柱1 自立支援・重度化防止の推進 (介護予防・健康づくり・介護予防ケアマネジメント・社会参加) .....	47
第2節 柱2 在宅医療の充実と医療介護の連携推進.....	55
第3節 柱3 認知症との共生と予防 .....	58
第4節 柱4 地域ネットワークの充実及び共に支え合う地域づくりの推進 .....	66
第5節 柱5 在宅生活支援の充実.....	73
第6節 柱6 介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備 .....	78
第5章 介護保険事業等の見込みと介護保険料 .....	83
第1節 被保険者数等の見込み .....	83
1. 被保険者数の見込み .....	83
2. 要介護認定者数の見込み .....	83
第2節 介護サービスの利用量の見込み.....	84
1. 居宅サービス .....	84
2. 地域密着型サービス .....	88
3. 施設サービス .....	90
4. 介護予防支援／居宅介護支援.....	91
第3節 介護保険給付費等の見込み.....	92
1. 総給付費.....	92
2. 地域支援事業費.....	94
3. 標準給付費の見込み .....	96
4. 地域支援事業費の見込み（再掲） .....	96
5. 市町村特別給付費等の見込み.....	97
第4節 第9期介護保険料.....	98
1. 保険給付費等の財源 .....	98
2. 第1号被保険者の所得段階別人数.....	100
3. 保険料収納率 .....	101
4. 介護保険給付準備基金.....	101
5. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金.....	101
6. 保険料基準額 .....	102
7. 所得段階別保険料 .....	103
第6章 計画の推進 .....	105
第1節 計画運用に関するPDCAサイクルの活用 .....	105
第2節 計画の推進体制 .....	105

1. 介護保険運営協議会 .....	105
2. 地域包括支援センター運営協議会.....	105
3. 地域密着型サービス運営委員会 .....	105
第3節 計画の進捗管理 .....	106
資料編 .....	107
1 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過 .....	107
(1) 介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会.....	107
(2) 策定に係る作業部会 .....	108
2 介護保険運営協議会・各部会委員名簿 .....	111
(1) 介護保険運営協議会 .....	111
(2) 策定に係る作業部会 .....	112
3 本計画の指標体系 .....	113
4 横手市介護保険条例 .....	132
5 横手市介護保険条例施行規則.....	150



# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1. 目的と背景

本市では、令和3（2021）年3月に策定した「第8期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下、「第8期計画」という。）に代わり、「第9期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、保険給付の円滑な実施のために3年を1期として策定する法定計画であるとともに、本市の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進するための計画でもあります。

地域包括ケアシステムは高齢者の地域での生活を支える体制であるとともに地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤であり、地域共生社会の実現は、地域包括ケアシステムの目指す方向でもあります。国は、介護保険の保険者である市町村に対し、医療と介護の連携強化等による地域包括ケアシステムの一層の推進や、地域の自主性や主体性に基つき介護予防や地域づくりに一体的に取り組むことで地域の実情に応じて取り組みをデザインし、地域共生社会の実現を図っていくことを期待しています。

本計画期間中には団塊世代がすべて75歳以上となる令和7（2025）年を迎えます。令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える等、今後も人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が続くことが推測されます。また、足元では医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加し医療・介護の連携の必要性が高まっているほか、認知症患者や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれ、必要な介護サービスの需要も変化することが予想されています。

こうした背景を踏まえ、本計画では、令和22（2040）年を見据えた上での本市の目指すべき地域像及び今後3年間で取り組む介護保険事業及び高齢者福祉施策の方向性を示します。

## 2. 国の動向

### (1) 介護保険制度の動向

介護保険制度の改正に向けて国で検討が行われ、介護保険制度の見直しに関する意見及び第9期介護保険事業計画の基本指針が示されました。

#### ① 介護保険制度の見直しに関する意見

介護保険制度の見直しに関する意見では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要であること、今後の人口構成の変化に対応するため地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や人材確保・保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要であること等から、以下の点について見直しが必要であると示されました。

図表 1 介護保険制度の見直しに関する意見

<b>I 地域包括ケアシステムの深化・推進</b>
1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備 2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現 3. 保険者機能の強化
<b>II 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保</b>
1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 (1) 総合的な介護人材確保対策 (2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現 2. 給付と負担 (1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し (2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し (3) 被保険者範囲・受給者範囲

(出典) 厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会 (令和4年12月20日公表)

## ② 令和5年度法改正

令和5年度の介護保険法の改正は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の一環として行われ、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化に関する事項が改正されました。

図表 2 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における、介護保険関係の主な改正事項

<b>I 介護情報基盤の整備</b>
介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
<b>II 介護サービス事業者の財務状況等の見える化</b>
介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
<b>III 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務</b>
介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
<b>IV 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化</b>
看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
<b>V 地域包括支援センターの体制整備等</b>
地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

(出典) 厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会 (第107回) 参考資料1-2

## (2) 国の基本指針

基本指針では、基本的な考え方として、「これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で介護保険事業計画に定めることが重要である」ことが示されました。

また、第9期計画において記載を充実する事項が以下のとおり示されました。

図表 3 第9期計画において記載を充実させるべき事項

## 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 介護給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

## 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

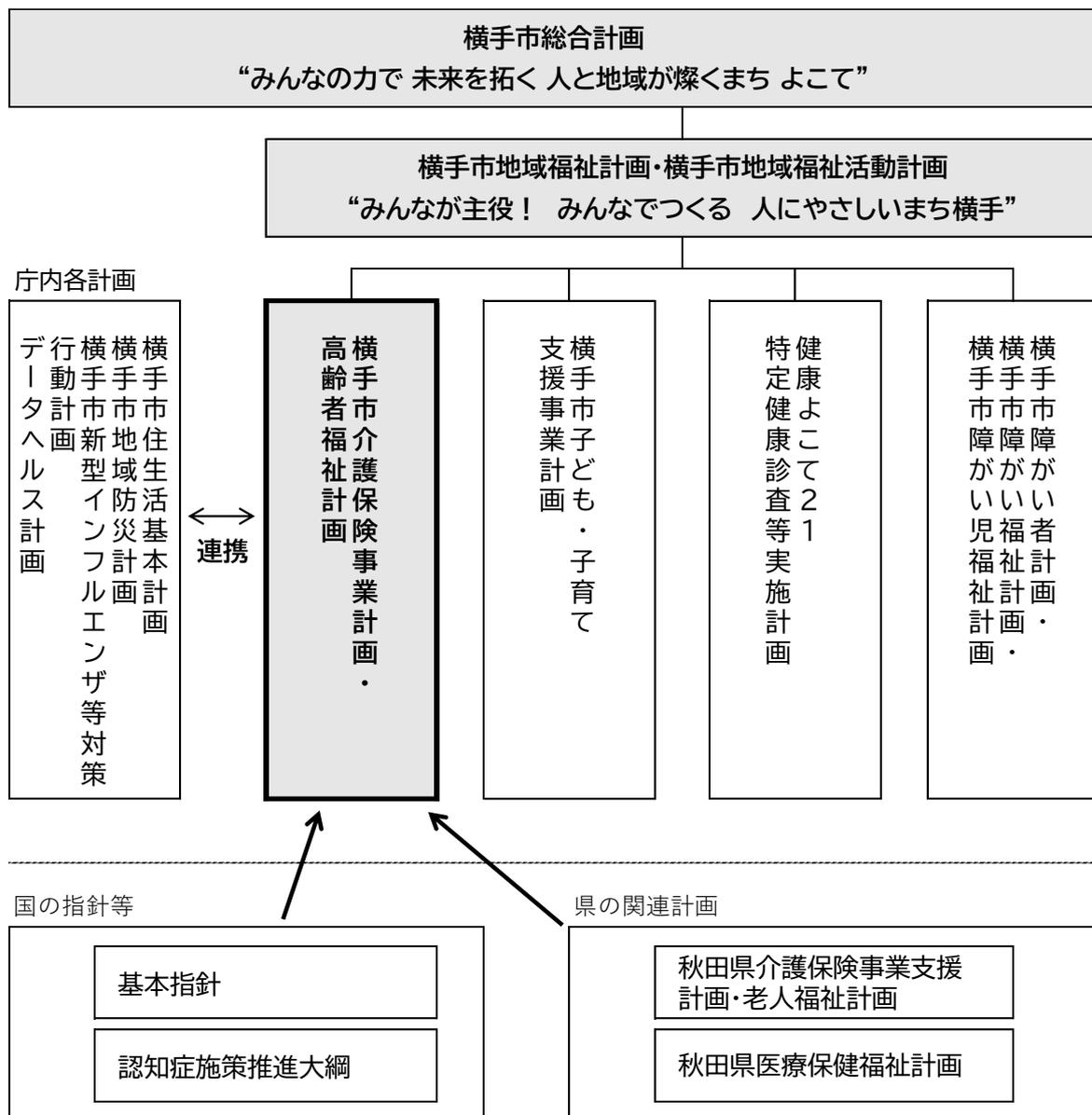
(出典) 厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会 (第107回) 資料1-1

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画（高齢者福祉計画）を一体的に策定したものです。

本計画の策定にあたっては、地域において保健・医療・福祉・住まいに関するサービスを総合的に構築していくため、本市の基本計画である「横手市総合計画」を最上位計画、「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」を上位計画として理念等の整合を図りました。また、「健康よこて21」など関連する計画との調和に配慮しました。

図表4 本計画の位置づけ



## 第3節 計画の策定プロセス

### 1. 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、庁内関係部門との連携体制を改めて整備し第8期計画の取組施策・取組事業について検証を行ったほか、広域的調整を行う県と意見交換を行い、連携を図りました。

また、被保険者の代表、介護サービス事業所従事者、福祉・保健・医療分野の専門家で構成する「介護保険運営協議会」及びその構成員からなる「介護保険部会」「高齢者福祉部会」「介護予防・地域支援部会」の3つの作業部会を設け、計画についての審議を行いました。

### 2. 各種調査の実施

高齢者やその家族、介護サービス事業所の状況を計画に反映するため、下記の調査を実施しました。

	調査名	調査の目的	対象者	調査対象数	有効回答率
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握	65歳以上の高齢者(要介護認定者を除く)	4,000	61.1%
2	在宅介護実態調査	「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の検討	在宅で生活している要支援・要介護認定者で、更新申請等に伴う認定調査を受けた方	1,000	58.7%
3	在宅生活改善調査	地域に不足する介護サービス等の検討	居宅介護支援事業所、小多機、看多機	46	84.8%
4	居所変更実態調査	住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等の検討	介護施設等(サ高住、住宅型有料含む)	65	90.8%
5	介護人材実態調査	介護人材の確保に向け必要な取組等の検討	介護事業所、介護施設等	185	77.8%
			訪問系サービス事業所職員	422	87.4%
6	介護人材課題調査	介護人材不足に関する意識調査	介護事業所	227	100.0%

### 3. パブリックコメント

パブリックコメントの実施について事前に市報により周知を行い、令和5年12月18日から令和6年1月17日まで、各庁舎窓口での閲覧および本市のホームページへの公開により、市民の皆様から広く意見を募集しました。

## 第4節 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間としています。

図表 5 本計画の策定プロセスと計画期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第8期計画			第9期計画(本計画)		
市内連携体制の整備、市内での検証 各種調査の実施 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査			反映		
・在宅生活改善調査 ・居所変更実態調査 ・介護人材実態調査 ・介護人材課題調査					
協議会等での審議					
パブリックコメント					
県との連携					